

千葉県立天羽高等学校 いじめゼロ対策チーム

いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法から

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又はいじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ」の定義（第二条から）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめを見逃さない学校づくり

(1) いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」可能性があることを、全教職員が十分認識する。

日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの未然防止、早期発見に努める。

(2) 「いじめは人として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底して指導する。

ア いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

イ いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。

(3) 生徒一人一人を大切にす意識、日常の言動が重要であることを教職員自身が認識する。

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがあってはならない。

また、過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発することを意識した指導を行う。

(4) 定期的なアンケート調査だけではなく、機をみて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施するとともに教育相談体制の整備に努め、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

(5) いじめが解決したとみられる場合でも、気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 施策

(1) 未然防止の取組

道徳を学ぶ時間、集会やホームルーム指導をとおして、日常の指導の中でいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という考えを醸成する。教科指導においては、「わかる授業」の展開に努め、生徒の自己有用感を高める。

また、保護者に対し、「いじめ防止基本方針」を示すとともに、いじめ加害者への特別指導に関する内規を周知するなど啓発活動を行い、協力体制を整える。

ア 「道徳」を学ぶ時間、人権教育の充実を図り、「自己を大切にし、他人を思いやる心」の育成に努める。

イ 年間を通じて実施する「コミュニケーション育成プログラム」において、他人との交流における自己のあり方を育む。

ウ 「いのちを大切に作るキャンペーン」・「人権週間」等の機会をとらえ、保護者と協力しながらいじめ撲滅のための主体的活動やボランティア活動を支援する。

エ いじめについて「相談することや通報すること」は適切な行為であることを認識させ、「話す勇気」を育てる。

(2) 早期発見のための措置

生徒が発するサインを見逃さないようきめ細かく把握に努め、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。

ア 朝の会やSHRでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。

イ 毎学期末に、インターネットを通じたいじめについての質問を含む「いじめに関するアンケート調査」を実施する。

ウ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイント等について、教職員研修を実施し理解を深める。

エ 養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、いじめの把握、教育相談体制の整備に努める。

(3) 学校・教職員のいじめ問題への対応力の向上

いじめ問題に関する研修を計画的に実施し、教職員のいじめ問題に対する対応力と資質の向上を図る。

ア 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通して生徒の相談対応、保護者への説明や協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。

イ いじめに関する資料や情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。

ウ 学校評価において、いじめ問題についての取組を保護者、生徒、教職員で評価し取組の見直しを推進する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットという見えにくい環境下で深刻ないじめが進行する事が懸念される。このことについて、道徳、情報モラル教育が大切であるが、いじめの防止が効果的に行われるよう積極的に生徒、保護者に対し啓発活動を実施する。

また、この問題についての対応は、専門的な知識・技能を要する通信事業者、警察等の専門的機関との連携も必要となる。

ア インターネットや携帯電話を利用した、いじめ防止のために、情報モラルやサイバー犯罪等に関する講習会を実施する。

イ 千葉県ネットパトロールの活動について生徒、保護者に周知するとともに、安易なネット上の書き込み防止の指導を推進する。

ウ 個人情報情報の掲載、動画の掲載、盗撮の拡散、不適切な行為の投稿等からいじめに

発展することもあり、内容によっては刑事事件になることもあり得るので早期発見、早期対応に努める。

3 いじめ防止のための組織

本校におけるいじめ防止のための組織として、「いじめゼロ対策チーム」を設置する。設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、日常の教育活動からいじめ問題に備え、発見時には、迅速かつ正確な対応が行われることとする。

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部教員、養護教諭、教育相談係、学年主任、情報部長、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
必要に応じ、PTA会長、警察等

(2) 日常における協議

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、教育相談係、養護教諭

(3) 年度末における協議

年度末に、いじめに関しての分析と協議を実施し、次年度の指導につなげる。
教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、教育相談係、養護教諭

(4) いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議

教頭、生徒指導主事、生徒指導部担当教諭、関係学年主任、担任
必要に応じ、教育相談係、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等

(5) 重大事態の発生時

県教育委員会（指導課生徒指導室）や警察と連携し、必要に応じいじめ対応アドバイザーの派遣を要請する。

4 いじめに関する情報収集

学校におけるいじめの基本方針や指導計画等を学校ホームページ等で公表し、生徒、保護者や地域住民の理解を得られるよう努めるとともに、日常の教育活動の中での情報収集を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応する。

- (1) いじめられた生徒や保護者から訴えを聞く（アンケート調査、保護者面談等）。
- (2) 周囲の生徒からいじめに関する情報を収集する。
- (3) いじめと思われる行動を見逃さない。
- (4) 生徒の言動からいじめのサインを読み取る。
- (5) 外部から情報を受け取る。
- (6) スクールカウンセラー等からの情報を収集する。

【いじめ発見のポイント】

ア 学校で

様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉、表情、しぐさなどで表すことがある。教職員は、一人一人が発するサインを見逃すことなく、早期に対応することが大切である。

〈HR時〉 遅刻欠席が増える。始業時間ぎりぎりに登校する。表情がさえず、うつむきがちである。おどおどしている。委員を辞める等やる気を失う。視線を合わせない。

- 〈授業〉 忘れ物が多くなる。机の周りが乱雑である。遅れて教室に入る。周囲がざわついている。座席を替えられている。発言すると、しらけや嘲笑を受ける。冷やかし半分に名前を挙げられる。ひどいあだ名で呼ばれる。孤立することが多い。保健室によく行く。教科書にいたずら書きされる。持ち物を隠される。刃物等を持っている。（ふざけた質問をする。不真面目な態度を取る。・・・やらされている）
- 〈休時間〉 ひとりである。用もなく職員室に来る。交流の浅い者とトイレに行く。食べ物にいたずらされる。
- 〈清掃〉 最後までひとりでする。机・椅子が運ばれていない。（人が嫌がることを一人でする・・・やらされる）
- 〈放課後〉 衣服が汚れている。髪が乱れている。顔に擦り傷がある。急いで家に帰る。用事がないのに学校に残っている。部活動に参加しなくなる。（他の子の荷物を持って帰る・・・やらされる）
- 〈その他〉 作文、絵画に気に掛かる表現がある。ネット上で悪口を書かれる。

イ 家庭で

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があった場合いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる必要がある。

- (ア)衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- (イ)風呂に入らなくなる。（ケガの後を見せたくない）
- (ウ)学用品が紛失したり、壊されている。教科書に落書きがある。
- (エ)食欲がなくなった。体重が減少している。
- (オ)夜眠れない日が続く。
- (カ)表情が暗い。言葉数が少なくなる。いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- (キ)部屋に閉じこもることが多くなり、ため息をついたり、涙を流す。
- (ク)言葉遣いが荒くなり、家族に八つ当たりする。
- (ケ)親から視線をそらしたり、話しかけられることを嫌がる。
- (コ)登校時間になると、腹痛、頭痛、吐き気を訴え登校を渋る。
- (サ)転校や退学したいと言い出す。
- (シ)家庭から金品を持ち出す。余計な金銭を要求する。
- (ス)見かけない友人が家を訪ねてくる。
- (セ)不審な電話がかかってくる。電話の呼び出しで、急な外出が増える。
- (ソ)自己否定的な言動が目立つ。投げやりで、集中力がない。

5 いじめに対する措置

- (1) 生徒等からいじめに係る相談を受けた場合は、いじめを受けた生徒が在籍する学校へ通報(自校であれば自校で対応)する。
- (2) 通報を受け、または、学校でいじめを認知した場合は、速やかに事実の有無を確認し、調査結果について被害生徒とその保護者へ情報提供するとともに、加害生徒とその保護者へいじめの事実を通知する。その際、正確な説明を丁寧に行う。
また、必要に応じて、その結果を県教育委員会に報告する。
- (3) いじめが確認された場合は、加害者にいじめをやめさせるとともに、被害者に対し圧力(物理的・精神的)をかけることのないように指導する。加えて、別室で学習させる等、再発防止のための指導を行う。また、観衆・傍観した生徒への指導、被害者への支援・指導を実施する。

- (4) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った保護者との間で争いごとのないよう適切に情報を与えながら、必要に応じ集会を持つ。
- (5) 校長は、生徒がいじめを行っている場合で、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に対応する。

6 重大事態への対応

重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、児童生徒が自殺を図った場合
身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
神経性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査を行う。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態（前項ア及びイの事態）に至ったという申し出があった場合は、その時点で重大事態が発生したものとして報告、調査等を行う。

(1) 重大事態を認知した場合は、発見者から担任、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長の順に正確かつ速やかに報告するものとする。

また、校長は、学校危機管理監（043-223-4090）に第一報を報告する。

(2) 必要に応じて、警察等の関係機関にためらわずに通報する。

7 附則

(1) この方針は、平成25年9月28日から適用する。

(2) 校長は、必要に応じ、方針の見直し改訂を行う。

※ 平成26年11月27日改定